

農委だより うじ

—— 発 行 ——
宇治市農業委員会

—— 編 集 ——
宇治市農業委員会編集部会
TEL 22-3141

平成27年度「農地の利用状況調査」



宇治市農業委員会では、農地法第30条の規定による「農地の利用状況調査」を行いました。今年度（平成28年1月まで）の状況をご報告します。

平成27年11月16日に行った農振農用地区域（巨椋池干拓田、槇島既成田）の調査では25筆（約1.8ha）、同年12月18日及び21日に行った炭山地区の調査では46筆（約2.2ha）が不適切

な利用状況となっていました。

調査の結果、耕作されていない農地については、所有者に対し農地を今後どのように利用されるのか意向を確認するために調査を行います。また、他の地区についても随時確認に回りますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

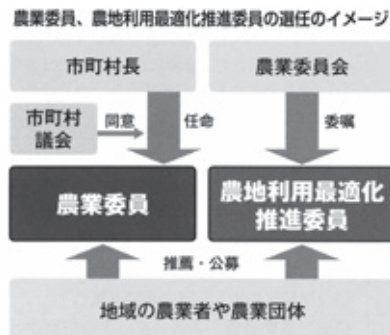
農地は、何もしないとすぐに雑草が伸び、草むらとなります。雑草の繁茂により病虫害の発生、治安が悪化するなど周辺に迷惑をかけることになりますので、作付けをしない農地は定期的に草刈りや耕起を行い、保全管理に努めましょう。自分で草刈りなどができない場合は、J Aなどに委託することができます。



農業委員会法が改正されました

公選制の廃止

今回の農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出は、選挙による方法（公選制）が廃止されました。このため、今年度より、選挙人名簿の作成を行いません。



任命制の開始

次回農業委員の選出は、農業者等が委員候補者を推薦または応募し、市町村長はその推薦と応募の結果を尊重して議会の同意を得て任命を行います。

農地利用最適化推進委員の設置

次回農業委員選出時に、担当区域ごとにおいて農地等の利用の最適化の推進を行う「農地利用最適化推進委員」が新設されます。



農地利用最適化推進委員とは？

農地利用最適化推進委員は、担当区域での農地利用の最適化のための現場活動（農地利用集積に向けた貸し手や借り手（担い手）の掘り起こし活動等）が主体となります。

なお、委員会での議決権はありませんが、委員会で意見を述べるすることができます。

農地利用最適化推進業務

- ①担い手への農地利用の集積・集約化
- ②耕作放棄地の発生防止・解消
- ③新規参入の支援

全国農業新聞

家族も非農家も楽しめる新聞です。

全国農業新聞は、農業の最新情報を提供。農業全般の情報や地域の明るい話題なども紹介し、ご家族や非農家も楽しめます。

- 毎週金曜日発行、B3版8～10ページ
- 月額700円(送料、消費税込)
- 発行所：全国農業会議所

講読のお申し込みは、農業委員会事務局へ

農地の売買・貸借・転用等は、許可を受けてから!!

「自分が所有している農地なのだから、許可や届出をしなくても、自由に売ったり、貸したり、農地以外のものにしても構わない!」と思っておられませんか?

農地を守り、農地の効率的な利用を図るために、『農地法』という法律があります。

農地を売ったり(買ったり)、貸したり(借りたり)、農地以外のものにする時には、『農地法』に基づいて、事前に農業委員会に申請し、許可を受けなければなりません。

耕作目的で農地を売買、または貸借する場合は「農地法第3条」	耕作目的で農地を売り買い、または貸し借りをする場合には、農業委員会の許可が必要です。 申請に基づいて、次のような内容を主に審査します。 ①取得農地を含むすべてを効率的に利用して、耕作等が行えるか ②農作業に常時従事できるか ③耕作面積が新たに取得する農地を含めて 3,000㎡（宇治市の場合）以上あるか ④付近の農業の効率的かつ総合的な利用に支障がないか
自分名義のまま農地を転用する場合は「農地法第4条」	農地の転用とは、農地を農地以外のもの（住宅、工場、駐車場、資材置場等）に用途変更することで、京都府知事の許可（市街化区域内の農地の場合は農業委員会への届出）が必要です。
他人名義に変えて農地を売買または貸借して転用する場合は「農地法第5条」	申請に基づいて、次のような内容を主に審査します。 ①転用の目的は適正か ②転用の面積は適当か ③水利など、必要な同意はあるか ④付近の農業に与える影響はどうか ⑤転用は遅滞なく確実に実現できるか ⑥他の法令関係で手続きが必要な場合に、それがなされているか

また、自分が所有する農地に農業用の倉庫を建築する場合は事前に、農地を相続した場合は相続登記後に、届出が必要です。

※詳しい手続きについては、農業委員会事務局へお問い合わせください。

違反転用には罰則があります

許可を受けずに農地を転用した場合、3年以下の懲役または300万円以下（法人の場合は1億円以下）の罰金に処される場合があります。農地を転用するときは適正な手続きをお願いします。

農業委員管外視察研修

平成 27 年 11 月 12 日、滋賀県近江八幡市を訪問し、農地パトロールや農産物直売所の取り組み、水郷ブランド農産物「水郷野菜」の推進等について管外視察研修を行いました。

近江八幡市では遊休農地については、各地区の農業委員が訪問し意向確認を行っていますが、所有者が遠方または住所不明の場合については対策

が取れておらず、今後の検討課題とされていました。また、日頃のパトロールのお陰で、早期に無断転用を発見でき、転用許可手続きを取ってもらったケースもあったとのことでした。

直売所については市内に概ね 30 ヶ所あり、当初「軽トラ市」として毎月 1 回開催されていましたが、J A 直営の直売所開設により出店登録者が減ったため、現在は出店者による自主的な運営が行われているそうです。

水郷野菜については厳しい申請基準を設け、更に消費者の不安を拭うため、年 1 回残留農薬の審査を行い、その結果は公表されています。



午後からは農産物直売所「ファーマーズマーケットきてか〜な」を訪問し、地産地消の取り組みについて視察しました。平成 26 年 7 月のオープンから 1 年 4 ヶ月が経過した今も盛況であり、出荷者を継続して募集されています。J A 各支店でも野菜の栽培技術研修会を行い、参加者に出荷をお願いしているとのことでした。

税制問題研修会



平成 27 年 12 月 7 日、「農地の相続税対策」をテーマに税制問題研修会を開催しました。

京都府農業会議の担い手スペシャリストに登録されている徳田敏彦税理士を講師にお招きし、農業者や農業後継者、農業委員が一堂に会して講演していただきました。

配付された資料をもとに講師の話に耳を傾け、

質疑応答では二次相続の対策や相続税の分割についての質問が出ました。

終了後に回収したアンケートによると、回答者全員が「参考になった」と答えられました。

農業者年金は、農業者だけが加入できる年金です。

農業者年金は、国民年金第 1 号加入者で、年間 60 日以上農業に従事する 20 歳以上 60 歳未満の方であれば、農地を所有していない農業者や家族従事者も加入できます。脱退も自由です。脱退しても、それまでに支払った保険料に対応した年金を受け取ることができます。

ここに注目!「農業者年金のメリット」

- 積立方式・確定拠出型で安定した年金財政
- 80歳までの保証が付いた終身年金
- 保険料は2万円から6万7千円まで自由に設定可能
- 条件を満たした認定農業者の方には保険料の国庫補助
- 保険料は社会保険料控除を受けられ、税制面で大きな優遇

老後の生活設計をご検討の際には、農業者のためのメリットがたくさんある農業者のための年金「農業者年金」の活用を、お考えください!!

詳しくは農業委員会事務局または J A までお問い合わせください。

フォーカス

災害を期に就農

地元白川の茶業を守る



白川 柴田 信哉さん
柴田千絵美さん

豪雨による災害復旧のため、長年勤めた会社を退職し、妻の千絵美さんと共に家業（製茶業）を継承されました。また、就農と同時に千絵美さんは、日本茶インストラクターの資格を取得されました。インストラクターの活動により得た知識や経験で普及や販売にも挑戦中です。夫婦二人三脚で白川地区にて製茶に邁進されています。

●経営内容は？

茶	 6,673㎡
水稻	 4,149㎡
畑	 505㎡
合 計	 11,327㎡

茶はすべて品質重視のこだわりの手摘み。
玉露と碾茶を製造。

●農業の魅力は？

40歳まで会社員をしていましたが、平成24年の集中豪雨による災害を期に家業である茶作りに転身しました。生まれ育った白川の地で自然の中で家族とともに茶作りをすることが何より魅力です。

●つらいこと・難しいことは？

サラリーマンの時代が長かったので、1年間かけて茶を栽培して生計を立てることがすごく難しく感じます。さらには天候にも左右されるため、1年2年仕事をしたところでなかなか慣れないし、覚えられないことが大変です。

●今後やりたいことや夢は？

いいお茶を作って玉露の消費をもっと増やしたいです。妻も玉露スイーツを作るなどチャレンジをしてくれています。そうした工夫で地元にて農業を守り、長く続けていきたいと考えています。

（記事：古川 嘉嗣）

感想

4年前の豪雨による茶園の災害復旧を、ご家族が力を合わせて素早く成し遂げられました。昨年、日本遺産に登録されました「日本茶 800 年の歴史散歩」を励みとして、良質宇治茶の生産と消費に一層のご活躍を期待しています。

（小島 佳剛）